

## 第7章 第2期千歳市障がい児福祉計画



### 1. 計画の位置付け

「第2期千歳市障がい児福祉計画」は、改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）に規定する「市町村障害児福祉計画」として、国が定める基本指針に基づき、「障がいのある児童の健やかな育成のための療育支援」に向けたサービス提供体制の計画的な構築及び児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築、ライフステージに応じた切れ目のない支援や保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援などの取組を定めるものです。

また、この計画は、千歳市障がい者計画に掲げる施策のうち、障害児通所支援及び障害児相談支援事業に関する実施計画としての性格を有するものとして策定します。

### 2. 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

### 3. 計画の対象

18歳未満の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神障がいのある児童及び療育支援が必要な児童

### 4. 計画の内容

- (1) 障がい児支援の体制整備の促進のため、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標を定めます。
- (2) 令和3年度から令和5年度までの各年度における指定通所支援又は指定相談支援のサービス提供種類ごとの必要な利用見込量とその利用見込量を確保するための方策を定めます。

## 5. 障がい児支援等の提供体制に係る目標

国が示す基本指針のうち、「保育所等訪問支援の利用体制の構築」や「保育所・認定こども園・学童クラブにおける障がい児の受入れ」に関する目標を設定して取り組みます。

なお、国が示す基本指針のうち、「児童発達支援センターの設置」(令和2年4月設置)、「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」(平成24年提供開始)、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置」(平成31年3月設置及び配置)については、すでに数値目標を第1期障害児福祉計画期間内にて達成していることから、新たな数値目標は設定せずに、それぞれの機能の質的向上を目指すこととします。

### (1) 保育所等訪問支援の利用体制の構築

#### ●国の基本指針

令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標としています。

#### ●千歳市

児童発達支援センターと1か所の民間事業所が保育所等訪問事業を行う事業所として指定を受けています。実績として、平成30年度末の契約実数が25人、令和元年度末の契約実数が28人とやや増加傾向にあります。

集団の中での課題を有する児童が増えており、母子家庭や共働き家庭が増えていることから潜在的なニーズがあると思われ、ニーズの掘り起こしと集団生活の適応を促す支援の質の向上に努めます。

#### 【保育所等訪問支援の目標値】

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	24	24	24
人日/月	48	48	48

## (2) 保育所・認定こども園・学童クラブにおける障がい児の受入れ

### ●国の基本指針

各都道府県及び各市町村において、障害児通所支援事業所を利用する障がい児の保護者の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入体制の整備を行うことを基本としています。

### ●千歳市

本市において、保育所や学童クラブ等における障がい児の受入れの歴史は長く、多くの子どもたちが障がいの有無にかかわらずともに育ち合う経験を積み重ねています。

令和3年度からは、保育所や学童クラブ等の受入れ対象施設を増やし、障がい児の保育ニーズを踏まえた受入れ体制の充実に努めます。

### 【定量的な目標の設定】

種 別	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量（人）	定量的な目標（見込み）（人）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所・認定こども園	61	61	61	61
学童クラブ	28	28	28	28

\* 保育所・認定こども園の見込量は、障がいの程度に応じた（障がい児3人につき、保育士を1人配置）受入れ人数です。

## 6. サービス見込量

### (1) 障害児支援サービス

#### ① 障害児通所支援

##### (a) 児童発達支援

###### 事業内容

療育支援が必要な就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

###### 見込量の考え方

利用ニーズの高まりはあるものの、就学前児童数が減少傾向にあることから、利用児童数は、過去、数年170人前後で推移しており、今後も利用児童数および利用件数は横ばいで推移すると見込みます。

<児童発達支援の見込量>

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	170	170	170
人日/月	1,020	1,020	1,020

##### (b) 放課後等デイサービス

###### 事業内容

通学中の障がいのある児童や生徒に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇に、生活能力向上のための訓練を行います。

###### 見込量の考え方

市内特別支援学級数の増加に伴い、放課後等デイサービスの利用者数は緩やかに増加していくものと見込みます。

<放課後等デイサービスの見込量>

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	200	215	230
人日/月	2,000	2,150	2,300

## (c) 保育所等訪問支援

### 事業内容

療育支援の必要な児童が通う幼稚園や保育所等を訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

### 見込量の考え方

過去の実績から、大幅な伸びはないため横ばいでの推移を見込みます。

<保育所等訪問支援の見込量>

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	24	24	24
人日/月	48	48	48

### 【見込量確保のための方策等】

障がいのある子どもが必要な支援を受けることができるよう、児童発達支援センターと民間事業所などの関係機関との連携を深め、保育所や幼稚園等への訪問療育支援を充実することにより、療育の質の向上に努めます。

## (d) 居宅訪問型児童発達支援

### 事業内容

重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して療育支援を行います。

### 見込量の考え方

児童発達支援センターにて実態の把握をしており、少数で推移すると見込みます。

<居宅訪問型発達支援の見込量>

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人/月	1	1	1
人日/月	5	5	5

### 【見込量確保のための方策等】

人工呼吸器等の医療的ケアが必要で感染症にかかりやすく重篤化するおそれがある児童について、児童発達支援センターで家庭訪問による療育支援を行っています。

## ②障害児相談支援

### 事業内容

障害児通所支援の利用に当たって必要な障がい児支援利用計画を作成します。  
また、定期的に障害児通所支援の利用状況を検証します。

### 見込量の考え方

過去の実績と現在の利用者数を踏まえ、緩やかに増加していくものと見込みます。

<障害児相談支援の見込量>

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数（人）	175	180	185

#### 【見込量確保のための方策等】

障がいのある児童や生徒等が地域の中で自立した生活を送り、必要な支援を受けられることができるよう、サービス等利用計画等の作成に向けた体制の充実・強化に努めます。

## ③巡回支援専門員事業

### 事業内容

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、幼稚園や保育所等の子どもや保護者が集まる施設・場に巡回等の支援を実施し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行います。

### 見込量の考え方

障がいの早期発見・早期対応をするため、今後も必要な事業として実施していくものと見込みます。

<巡回支援専門員事業の見込量>

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
か所数	1	1	1

#### 【見込量確保のための方策等】

巡回支援専門員事業では、巡回支援専門員がこども園等の保育・教育施設の子どもや保護者が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、早い段階から支援を行うための体制の充実に努めます。

#### ④医療的ケア児支援事業

##### 事業内容

千歳市医療的ケア児支援協議会に配置しているコーディネーターが中心となって、医療的ケアを必要とする児童が地域で安心して暮らすための支援を総合的に調整するとともに、地域課題の共有や学習の機会の提供等を行います。

##### 見込量の考え方

より質の高い事業を継続して実施するため、コーディネーターの増員を見込みます。

<コーディネーターの配置人数の見込量>

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	1	2	2

##### 【見込量確保のための方策等】

地域に居住する医療的ケア児と保護者が安心してサービスを受けることができるよう、コーディネーターの資格取得を促進します。